

2005.10.6

国家工商行政管理総局 商標局御中
気付) 日本貿易振興機構北京センター 知的財産権部

国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)

第1プロジェクト

リーダー 加藤 泰助

商標審査基準案に対する意見

本審査基準案は、多くの事例を挙げながら、商標の顕著な特徴、商標の類似、立体商標、団体標章、地理的表示等の内容を広く網羅しております。

そのため、IIPPF では、この審査基準が商標実務に大いに役立つものになるであろうと期待をしております。

さて、IIPPF 第一プロジェクトのメンバーから、この商標審査基準案に関し、下記のような意見がありましたので、ご検討頂けると幸いです。

なお、本意見は、日本貿易振興機構北京センターにおいて日本語に翻訳された審査基準案に基づいて検討されたものであり、また、引用したページ番号はその日本語版に表記されているものである点にご留意ください。

記

1. 商標の顕著な特徴の審査 (第二部分)

(1) P42 (一)「指定商品の普通名称」の箇所で、DVD のロゴマークがその具体例として挙げられている。確かに、単に普通の書体の英文字で「DVD」と記載した場合には普通名称といえる。

しかし、例示されているこのロゴマークは、特有の書体でDVDと表記され、特有の図形と結合されている結合商標であり、「DVD Format/Logo Licensing Corporation」(<http://www.dvdllc.co.jp>)が所有、管理している商標である。

そのため、当該商標は米国、香港、欧州共同体等40カ国以上の法域で自他商品識別力があるとして登録されており、また、一定の基準を満たした場合にのみ、当該商標の使用が認められるものであって、普通名称の例として適切なものではないと思われる。

2. 商標の同一、類似の審査 (第三部分)

(1) 商標の同一または類似を認定する場合に、「商標の顕著性、知名度などを考慮しなければならない」(P60)との記載があるが、知名度を考慮した場合の類否について

具体例を示すべきである。

(2) P71、7に「意味が同一または類似で、消費者に誤認を生じさせる恐れが高いものは、類似商標と判定される」とあるが、「3506」と「三五零六」(P72)、「21世紀」と「二十一世紀」(P72)、「B AND B」と「B&B」(P73)、「SK-TWO」と「SK- 」(P73)は、意味の同一または類似を考慮せずとも、発音が同一といえる事例ではないだろうか。特に、「SK-TWO」と「SK- 」はどのような意味が同一又は類似であるのか不明である。

(3) P48(四)で、「数字を規格または貨物番号とする慣例のある商品に指定使用する普通の形のアラビア数字」は、顕著な特徴に欠けるものとして商標登録を受けることができないとされている。

逆に言えば、このような番号を使用する慣例の無い指定商品との関係では、その他の図形等の要素が無く、単なる普通の書体のアラビア数字の羅列であっても顕著な特徴が認められ、登録が認められるということであろうか。

この点に関し、P92に、図形とZHOUYUNと3520の結合からなる商標と、単なる数字の羅列の「3520」が類似するとの具体例がある。一般に、単に数字を羅列した「3520」は商品の重量、数量等を直接表示するものに過ぎず(P49(六))、顕著な特徴が認められるべきではなく、顕著な特徴が認められない当該文字部分の同一性を以って、商標を類似とする手法は商標の類否判断としては一般的に採用されているものとは思われない。「3520」が中国で知名度あるものであり、その結果、顕著な特徴が認められているものなら、その旨の説明を追加すべきと思われる。

同様に、「ORANGE」と「ORANGE Shop」との類似事例(P77)に関し、「Shop」の部分が販売場所を示すので、消費者が両商標を誤認するとしているが、これらは指定商品が服装であり、「ORANGE」の語は服装の色彩を表すものであるもので、顕著な特徴に欠けるというべきではないか。「ORANGE」が顕著な特徴のあるものとして、中国で知名度がある商標であるならば、その説明を追加すべきと思われる。

また、「紳士」と「紳士風」(P81)も、指定商品が服装であり、顕著な特徴に欠けるものとして整理すべきではないだろうか。

3. 立体商標の審査(第四部分)

(1) P105の図形(指定商品:果物飲料とジュース)の例は、どの点に顕著な特徴が認められたものか明確にされたい。

以上